

桜川水系河川整備基本方針

平成17年2月

香川県

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- (1) 桜川流域の現状と課題.....1
- (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針.....3

2. 河川の整備の基本となるべき事項

- (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項.....4
- (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項.....4
- (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項.....5
- (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項.....5

(参考) 桜川流域図 S=1:30,000

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 桜川流域の現状と課題

桜川は香川県善通寺市、仲多度郡多度津町の1市1町を流域にもつ流域面積約10.8km²、幹線流路延長約7.0kmの二級河川である。その源流は香川県善通寺市上吉田町に発し、途中中桜川、東桜川、小桜川の支川を合わせ、多度津町の中心部を貫流し瀬戸内海に注いでいる。

気候は、中国山地と四国山地に降雨が遮られる瀬戸内海気候であり、平均年間降水量は1,115mm(昭和56年～平成12年;高松地方気象台)と極端に少なく、梅雨期と台風期に降雨が集中する特徴をもっている。

過去の災害をみると、下流域の市街地が低平地であるという地形的特徴と、出水に上げ潮が重なった場合や台風による豪雨等により水面上昇を招き、内水被害が発生している。そのため、昭和58年9月の台風10号による大出水(床下浸水家屋1471棟、床上浸水249棟、浸水農地99ha)、また平成2年11月の豪雨により床下浸水家屋158棟、床上浸水8棟の内水被害が発生している。

このように度重なる水害を契機として治水事業の気運が高まり、昭和59年より、河口から護岸改修、橋梁架替に着手し、現在河口から支川合流点下流までの区間で工事を実施してきている。

桜川は善通寺市上吉田町の水田、ため池地帯に流れを発し、上流域の水田地帯を緩やかに下りながら、支川(中桜川、東桜川、小桜川)と合流する。支川合流後は河川改修の完了した広い河道となり、市街地を緩やかに河口まで流下する。

上流域は水田地帯の間を流下しており、河道の状況は堀込み形状であり利水のための水門、堰が設けられている。また、平地河川のため自己の流水は少なく、水の流れに乏しい河川となっており、宿地橋より上流では河岸は三面張りコンクリートにて整備されている状況となっている。水辺の自然環境は水田地帯にアマガエル、水生植物としてクロモなどの水草が確認されている程度である。

宿地橋より下流の中下流域は水田、市街地の中を流れる堀込み形状の河川である。宿地橋から小桜川、東桜川合流点までの中流域は水田地帯を流下する二面張りコンクリート、鶴橋付近から下流は市街地を流下する河川となっている。また支川合流点下流は河川改修により川幅も広く、護岸も整備され、沿川住民の散策

路として利用されているほか、錦鯉、フナなどの魚類放流が行われている。また、現地では魚類はフナ、オイカワ、ボラ等が確認されており、水生植物としてクロモなどが確認されている。河口部には防潮水門が設置されており、水門から支川合流点上流の本町橋付近までは湛水区間となっており、フナ、オイカワなどの魚類が生息している。また、桜川流域一帯にはハルゼミが生息している。

河川水については、上水道及び工業用水の利用はなく、農業用水のみで古くから慣習的に利用されている。また河川水の利用については流域の水利用実態を把握のうえ、流域住民、関係機関と調整を図っていくものとする。

水質については、桜川全域が環境基準B類型（BOD75%値：3.0mg/l 以下）に指定され水質調査を継続して実施しているが、環境基準点である金比羅橋では満足されていない。現在、備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画に基づき水質改善対策を進めている。

近年、流域住民の環境への関心が高まる中、水辺を中心とした河川環境を身近に感じられる川づくりが望まれている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

桜川における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、水害の発生状況、河川整備の実施状況及び河川の現況、ならびに河川環境の保全を考慮し、また、各種関連計画との整合を図り、水源から河口まで一貫した計画のもとに次のような整備を図っていくものとする。

洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項としては、流域重要度や過去の水害実績を考慮して、30年に1度程度の降雨で発生する洪水を安全に流下させることを目的として河川改修を行うとともに、浸水被害の軽減対策、高潮からの防御対策を行い、治水安全度の向上を図るものとする。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流域の水利用実態の把握に努め、桜川にふさわしい流量について住民や関係機関とともに協議・検討に取り組んでいくものとする。

河川環境の整備と保全に関する事項については、河川改修工事にあたり過去の改修により単調な河道形状となっている現状をふまえ、現在の生物の生息、生育状況を把握したうえで、瀬・淵の復元や生物の移動の連続性を確保するなど自然環境の保全・復元に努め、河岸では植生が回復するよう水際の多様性や、人と川のふれあいの場となるよう親水性にも配慮した護岸の整備をおこなうものとする。

河川の維持管理に関しては、護岸や水門などの河川管理施設が常にその機能が有効に発揮できるように維持するとともに、計画規模を越える超過洪水や水質事故等の危機管理への適切な対応に努める。

さらに、地域住民に対し積極的に河川の水文情報等を提供し、住民との関係をより緊密にし、河川の総合的な保全と利用が図られるように努めていく。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、流域の人口、資産状況、氾濫面積等の河川の重要度や過去の水害実績を考慮して、30年に1回程度の降雨で発生する洪水を対象とする。

基本高水のピーク流量は、金比羅橋において $120\text{m}^3/\text{sec}$ とする。

表2-1. 基本高水のピーク流量等一覧表 (単位： m^3/sec)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	河道への配分流量
桜川	金比羅橋	120	120

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

桜川における計画高水流量は、金比羅橋において $120\text{m}^3/\text{sec}$ とする。

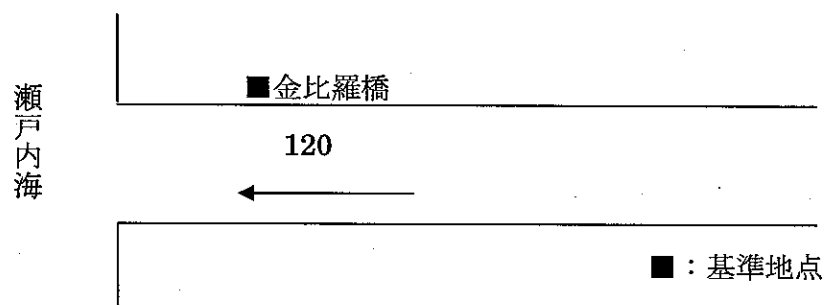


図2-1. 桜川計画高水流量配分図 (単位： m^3/sec)

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

桜川における河道計画は、計画高水流量以下の流量を安全に流下させる河道を確保するものとする。本水系の基準地点における計画高水位および概ねの川幅は次のとおりとする。

表2-2. 主要な地点における計画高水位一覧表

河川名	地点名	河口または合流点からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	摘要
桜川	金比羅橋	0.39	1.90	22.4	基準地点

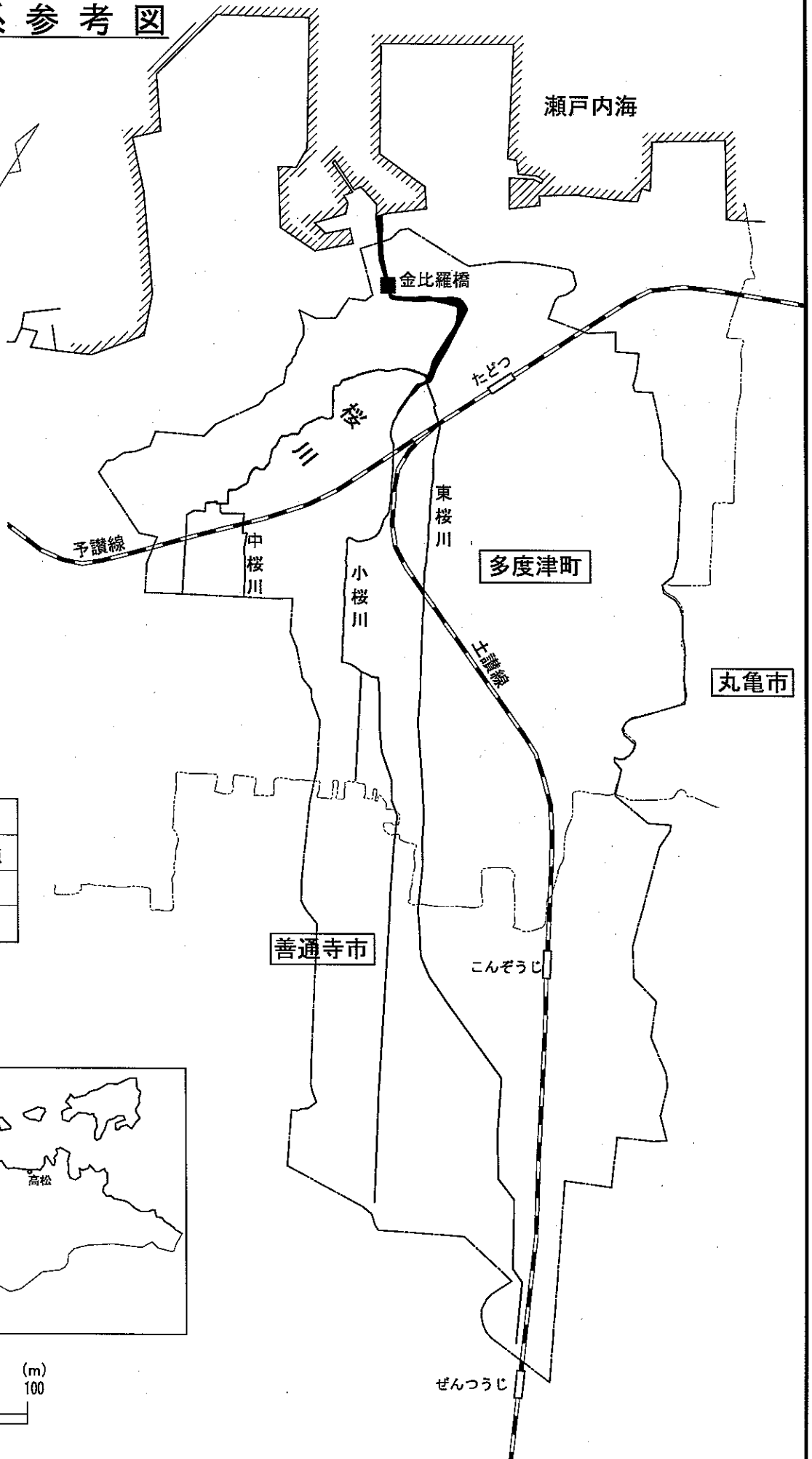
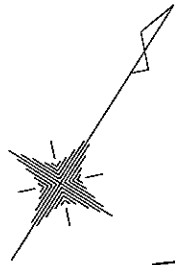
注1) T.P.: 東京湾中等潮位

注2) 高潮区間の計画高潮位は、T.P.(+)2.88m

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

桜川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、流況、取水実態及び水質等について今後調査を行い、流域住民、関係機関と連携を図りながら協議・検討を行ったうえ設定するものとする。

桜川水系参考図



凡 例	
■	基準地点
——	流域界
——	市町界

